

緑豊かな美しいまちに



記念樹配布事業・屋上緑化等への補助事業を実施しています

都市整備課 内線 284

1.マイホームの新築、購入及び出生などの記念として樹木の苗を配布しています。

▼対象者

- マイホーム新築記念：施主またはその建物に住む方
- マイホーム購入記念：買主またはその建物に住む方
- 出生記念：出生した子供の保護者
- 結婚、入学又は卒業などの記念日：記念の対象者、又は同居者
※ただし、扶桑町内に住所を有している方。



▼申請方法

以下リストから選んだ樹木名を記念樹配布申請書に記載し提出します。

▼配布方法

対象となる要件を確認した後、「配布券」「記念樹受領書」が対象者へ交付されます。

年3回（6月、11月、3月）役場都市整備課へ「配布券」「記念樹受領書」を提出し、樹木の苗と交換します。

種類	
キンモクセイ	ハナミズキ
ブルーベリー	ライラック
キンカン	5種類のなかから1本お選びください。

※記念樹は町内に植栽するものとします。

2.建物屋上、壁面及び住宅の生垣の設置に係る経費の一部を補助する制度を実施しています。

区分	植栽の基準	補助率	補助限度額
屋上緑化	樹木又は地被植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3m ² 以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	緑化区画の造成及び灌漑施設等の工事、土壤及び植栽に要した経費の2分の1（施工面積1m ² あたり補助額2万円を上限）	30万円
壁面緑化	つる性植物等（一年草は除く）を主体とした緑化面積3m ² 以上の植栽（プランター使用の場合は1基あたり容量100ℓ以上を使用）	つる性植物の購入並びに植栽及び誘引資材の設置に要した経費の2分の1（施工面積1m ² あたりの補助額1万円を上限）	30万円
生垣設置	建築敷地に対して行う延長5m以上の樹木の植栽（既存のブロック塀を取り壊しての設置の場合は2m以上） ただし、以下の条件にすべて当てはまる樹木の植栽に限る。 ア.植栽の全部が敷地の外から確認することができ、その一部は公道に接すること イ.樹木の高さは植栽面より70cm以上 ウ.延長1mにつき2本以上 エ.生垣が公道に接する場合、道路の中心線から2.5m以上後退していること	生垣の設置に要した経費の2分の1（延長1mあたり補助額6千円を上限） ただし、地上60cmを超える高さのコンクリートブロック等の基礎の上に生垣を設置したものと除く。	10万円

▼申請方法

工事に着手する日の10日前までに補助金交付申請書に必要書類を添えて提出してください。
(ただし、町税の滞納者、建物敷地を5年以下の賃貸借契約で借りている方等は対象外となります。)

▼問い合わせ 都市整備課

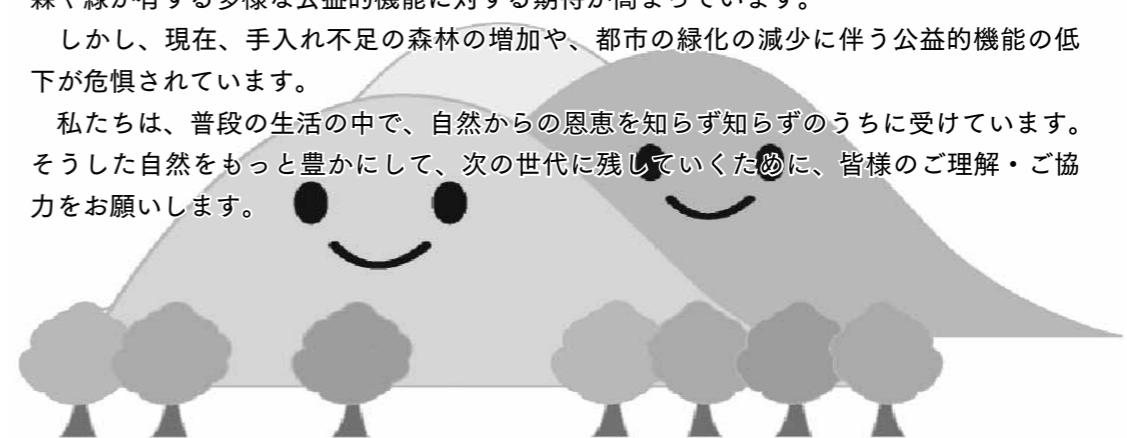
まちに緑をふやしませんか

都市整備課 内線 284

近年、環境問題への関心の高まりを背景として、地球温暖化防止や水源のかん養など、森や緑が有する多様な公益的機能に対する期待が高まっています。

しかし、現在、手入れ不足の森林の増加や、都市の緑化の減少に伴う公益的機能の低下が危惧されています。

私たちは、普段の生活の中で、自然からの恩恵を知らず知らずのうちに受けています。そうした自然をもっと豊かにして、次の世代に残していくために、皆様のご理解・ご協力をお願いします。



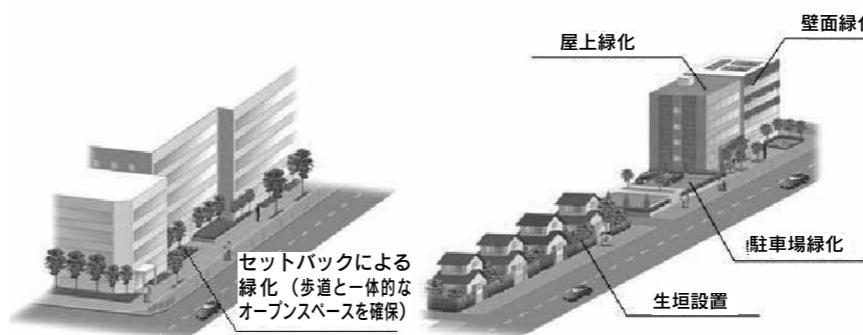
扶桑町都市緑化推進事業補助金制度

扶桑町では、平成21年度から導入された「あいち森と緑づくり税」を財源に、愛知県が行う「あいち森と緑づくり都市緑化推進事業」に基づく補助金交付を実施しています。この事業（緑の街並み推進事業）は、町内の市街化区域及び市街化調整区域内の既存集落で行われる一定の規模以上の民有地の緑化事業を対象に経費の一部に対し、補助金を交付するものです。

詳しくは、都市整備課へお問い合わせください。

また、扶桑町独自の記念樹配布・屋上緑化等への補助制度も実施しています。（次ページ参照）

緑の街並み推進事業



・民有地の敷地または建築物において、まとまった規模で優良な緑化工事費の一部を助成し、民有地緑化を推進します。

※緑化面積が概ね100m²以上
(生垣については、延長が50m以上)

「緑の募金」でふせごう地球温暖化

緑の募金にご協力ください（4月1日～5月31日）

緑の募金は「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」(平成7年6月施行)に基づき、自発的な活動を生かして森林整備や緑化推進等を図る目的で、実施しています。